

令和8年度「埼玉県広報アンバサダー」募集要項

Instagram を活用し、埼玉県のPR活動等を行う「埼玉県広報アンバサダー」（以下、「アンバサダー」という。）を募集します。

令和7年度まで、県産農産物をPRする「埼玉わっしょい大使」と、埼玉県のPR活動等を行う「埼玉県広報アンバサダー」がありましたが、Instagram の閲覧者が埼玉県の情報をよりわかりやすく受け取れることを目的に令和8年度から「埼玉県広報アンバサダー」の名前に統一し、埼玉県広報アンバサダーの中に農産物部門を設置します。

1 活動内容

(1) アンバサダー全般に関すること

ア Instagram 埼玉県公式アカウント「埼玉県【公式】」(@saitama_pref_official) とのコラボ投稿

★県が企画したテーマ（月1回程度）について、コラボ投稿を行ってください。テーマへの参加は、アンバサダーの希望または県からの個別依頼により行います

★コラボ投稿ではなく、タイアップ投稿をお願いする場合があります

イ アンバサダー自身のアカウントで埼玉県のPRになる投稿（月1回以上）

★投稿テーマはアンバサダー本人が選定してください。投稿する際は、キャプションに「埼玉県広報アンバサダー」と記載し、「埼玉県【公式】」(@saitama_pref_official) をタグ付けしてください（県公式アカウントとのタイアップ投稿ではありません）

★参考として、県から毎月1回トピックリストを送付します

ウ 平日に開催する座談会（年4回程度）への参加

エ アンバサダーの立場で、県の広報活動にアドバイス

オ 県が公開する動画の制作（別途謝金あり）

★全員必須ではありません。県から個別に依頼します

(2) 農産物部門に関すること

農産物部門のアンバサダーの活動内容は以下のとおりですが、(1)の活動も積極的にお願いします。

ア Instagram 埼玉県公式アカウント「埼玉わっしょい」(@saitama_wassyoi) とのコラボ投稿（月1回以上）

イ 埼玉県内の生産者等取材し、情報発信を行うほ場見学への参加（月1回程度）

★実際に生産、流通、販売の現場に見学に行き、より深掘りした内容を発信してください

ウ 平日に開催する座談会（年4回程度）への参加

★（1）ウと同じ内容です

2 応募条件

以下の条件を全て満たす方（過去にアンバサダーの経験がある方も応募可能です）

ア 18歳以上の方

イ 埼玉県にゆかりがある方

ウ アンバサダーとして県の広報を担う立場であることを自覚し、責任ある行動ができる方

エ Instagramのアカウントを持っている方

★応募時に必ずInstagramのアカウントを「公開」としてください

オ 一般常識があり、約束が守れる方

カ 迅速に連絡が取れる方

キ 任命に必要な個人情報を県に提供できる方

ク 任命式（5月19日（火）午後開催予定）への参加が可能な方

ケ 任命式などで顔出しが可能な方（マスコミの取材、県ホームページ等に掲載する写真撮影を含む）

★通常投稿での顔出しの有無は問いません

コ 平日に開催する座談会に参加できる方（年4回程度）

サ ほ場見学への参加が可能な方

★農産物部門を希望する方のみ必須。農産物部門以外の方は任意

シ 別添の同意書の内容にすべて同意できる方

3 募集人数

20組程度（うち5組程度を農産物部門とする）

4 募集期間

令和8年4月1日（水）～令和8年4月15日（水）

5 任期

令和8年6月1日（月）～令和9年5月31日（月）

6 応募方法

以下の（１）（２）のすべてを行ってください

（１）県公式アカウント「埼玉県【公式】 (@saitama_pref_official)」および「埼玉わっしょい (@saitama_wassyoi)」を「アンバサダー活動を行う予定の公開アカウント」でフォローしてください

（２）以下の応募フォームにて、必要事項を入力の上、応募してください

<https://forms.office.com/r/kgaxpMZXNL>

★農産物部門への任命を希望する場合は、応募フォームの10番をよく確認し、「はい」にチェックを入れてその後の設問（11番～15番）について回答してください。

7 選考

（１）審査

書面等により実施

★審査にあたって事務局から連絡をする場合があります

（２）結果

5月8日（金）までに応募者全員にメールで通知します

8 任命式

審査通過者には、5月19日（火）午後に任命式を予定しています
（県庁周辺で開催予定）

9 その他

（１）審査通過後の辞退はご遠慮ください

（２）審査通過者は県の広報媒体（県広報紙「彩の国だより」、県ホームページ、県公式 SNS 等）で紹介する場合があります

（３）他人の著作権、肖像権・プライバシーを侵害する写真、公序良俗に反する写真や動画の投稿は禁止です

（４）投稿した写真は県公式ホームページや SNS に掲載する場合があります

（５）審査通過の連絡から一定期間連絡が取れない場合は内定を取り消す場合があります

(6) 任命式の際、記念品として交通系 IC カード（4 カ月分のアンバサダー活動支援：IC カード預り金を含む2万円分）または相当品をお渡しします

★残りの8 カ月分の活動支援については、アンバサダーとしての活動状況により別途お知らせします

(7) 事務所に所属している方も応募可能です（事務所の同意を得た上で応募してください）

10 問合せ先

(1) アンバサダー全般について

埼玉県県民生活部広報課 テレビ・ラジオ・広報紙担当

電話：048-830-2857

メール：a2830-11@pref.saitama.lg.jp

(2) 農産物部門について

埼玉県農林部農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当

電話：048-830-4106

メール：a2830-11@pref.saitama.lg.jp

同意書

私は、令和8年度「埼玉県広報アンバサダー（任期：令和8年6月1日から令和9年5月31日まで。以下「アンバサダー」という。）」の任命を受けるにあたり、下記の事項に同意します。

記

- 1 法令及び公序良俗に反する行為や投稿をしないこと
- 2 虚偽の内容を投稿しないこと。また、誤りのある内容はただちに真正の内容に修正すること
- 3 事実を誇張したり、誤解を招く表現で投稿しないこと
- 4 埼玉県および取材先の信用を傷つける行為や投稿をしないこと
- 5 アンバサダーとしての活動において、埼玉県と関わりがない商品（県産品や県内企業が製造した商品ではない商品など）やスポット（県外の観光地や飲食店など）をPRしないこと
- 6 Instagramの利用規約とポリシーに反する行為や投稿をしないこと
- 7 アンバサダーとしての活動において、企業などからの有償の依頼は受けないこと。
Instagramの投稿に限らず、紙媒体への掲載や対面のセミナー等も同様とする。ただし、県がアンバサダーとしての活動と認めた場合は除く。
- 8 アンバサダーとしての活動で知り得た秘密の情報を第三者に漏らさないこと。任期満了後においても同様とする
- 9 アンバサダーとして県の広報を担う立場であることを自覚し、責任のある行動をすること
- 10 上記1～9のいずれかに該当する、又はアンバサダーとして不適切な行為や投稿がある、活動意欲が欠如していると埼玉県が判断した場合は、任期途中であっても同意なく解任等の措置を行う可能性があること。解任となった場合には、直ちにアンバサダーとしての記載（Instagramプロフィール欄等）を削除すること
- 11 アンバサダーとしての活動に関し、万一法律上の問題が生じた場合、埼玉県の責めに帰すべき理由を除き、アンバサダーの責任及び負担においてその一切を解決すること
- 12 アンバサダーとして投稿した写真などは埼玉県広報紙「彩の国だより」、埼玉県公式ホームページや公式SNSなどの埼玉県の広報媒体、また、埼玉県の作成する資料や報告書などに掲載される場合があること
- 13 下記事項のいずれかに該当するときは、直ちにアンバサダーを解任すること
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

令和8年 月 日

令和8年度「埼玉県広報アンバサダー」
アカウント名：(@)
署名（本名）
